

鏡野町行財政改革審議会（第1回）議事要旨

1. 日時 令和7年9月30日（火）13時30分～15時30分

2. 場所 鏡野町役場内 危機管理センター

3. 出席者

（委員）

飯田委員、池田委員、岩淵委員、宇佐美委員、駒牧委員、西村委員、長谷川委員、久永委員

（鏡野町）

瀬島町長、事務局6名

4. 審議に当たって

- ・町長から飯田氏ほか7名に対して委員を委嘱した。
- ・会長として長谷川委員、副会長として宇佐美委員が選出された。
- ・町長から審議会に対して行財政運営全般の改善に関する方策を諮問した。

5. 議事要旨

（1）鏡野町の財政状況

- ・事務局から、資料1を用いて説明し、委員から、質疑・意見を聴取した。
- ・委員から、鏡野町国民健康保険病院の運営のあり方について、町の財政運営を身軽なものとするために、今後、公立民営化や民間委託を検討してもよいのではないか、との意見があった。
- ・委員から、財政状況が悪化したことの鏡野町特有の背景事情について質疑があり、事務局から、面積が広いことにより、公共施設が多く必要となり、道路や下水道の延長も長くなり、人口に比べて公共施設の整備費が大きくなる傾向にあることを説明した。
- ・委員から、経常収支比率が9割近くまで上昇してきた理由について質疑があり、事務局から、人件費と物件費の上昇が要因と考えられることを説明した。

（2）行財政改革の方向性のイメージ

- ・事務局から、資料2を用いて説明し、委員から、質疑・意見を聴取した。
- ・委員から、企業の誘致は税収を増やす観点からも重要であり、いかに企業に働きかけるか、企業を誘致する場所が実際にあるかが問題、との指摘があった。

- ・委員から、指定管理者制度などによるソフト事業の見直しについて、恩原高原スキー場や奥津ゴルフ俱楽部※などの大きな場所の話を具体的に掘り下げていくべき、との意見があった。 [※貸付契約に基づき運営]
- ・委員から、1万2000人の町が提供できるサービスということを考えていくべきであり、町民の生活に根差していて効率的なサービスであっても、町の財源を超えるものであれば、県や様々なパートナーと相談してシェアしていくことを考えていくべき、サービスは足した分だけ引くべき、との意見があった。
- ・委員から、資料中で5億円とされている赤字見込みは、人口減少の中で、おそらくその規模を超えるはず、との指摘があり、赤字見込みについて、行政内部の話なのか、サービスの話なのか、インフラの話なのか、内訳を明らかにすべき、との意見があった。
- ・委員から、財政危機への対策について、鏡野町の内部で、これまで既にどういうことが議論されて、何が提案されて、どの提案が実現し、どの提案が提案の今まで終わっているのか、それゆえに何が必要なのかを明らかにすべき、との意見があった。
- ・委員から、来年の秋までに事務事業・施設・予算にわたりどの程度具体的なプランを作成するのか、との質疑があり、事務局から、① 来年の秋までに令和9年度以降の予算査定で採用する基準や方向性をプランで明らかにする考えであること、② 個別の事業や施設については、特に主要なものに焦点を当てて意見を聞き、来年の秋までに費用を含めた見直しリストを固めることを目指して進め、来年の秋に間に合わない場合は、答申を受けた後で、鏡野町側で吟味して固める考え方であること、③ 令和9年度以降の予算の内訳をあらかじめ細かく明らかにすることまでは考えていないことを説明した。
- ・委員から、ランニングコストのかかる公共施設などについては、これまでの実績とこれからの見込み、行政評価の結果を示した上で、町として何が出来ていないのかを説明して集中的に意見を得る形で、効率的に審議会を進めていくべき、との意見があった。
- ・委員から、総務省が公表している他自治体の行財政改革の取組状況や優良事例、東京都町田市における自治体間ベンチマー킹の取組※による業務効率化の事例について、情報提供があった。 [※自治体間で業務プロセス、パフォーマンス、コスト等を比較し、差異を可視化するとともに、自治体間で共通化できるベストプラクティスを検討し、業務改革・改善につなげる取組]

あわせて、委員から、事業の集中と選択、職員の配置と給与の適正化に向けて、他自治体のよい取組を取り入れ、細かいことから進めていくことも重要、との意見があった。

- ・委員から、鏡野町の行財政の状況に対する町民の受け止めについて質疑があり、他の委員から、新病院ができることで今後サービスがどうなっていくのか心配している、との発言があった。

(3) 審議会の進め方

- ・事務局から、審議会の進め方について、9月30日を第1回として、令和8年10月をめどに、回数は前後する可能性があるが、計6回程度開催することを説明した。
- ・事務局から、審議会の公開について、議論の透明性を確保する観点から、原則、公開とし、次回から、あらかじめ周知した上で、当日、傍聴希望があった場合は、6名まで先着順で傍聴できることとすることを説明した上で、その詳細について、資料「鏡野町行財政改革審議会の傍聴について」を提示した。
- ・事務局から、審議会の会議資料と議事要旨を公表することを説明した。

6. 今後に向けて

- ・委員の質疑・意見を踏まえ、企業誘致の可能性、赤字見込みの内訳、過去の行財政改革の結果、公共施設の運営状況などについて、資料を準備する。
- ・審議会の傍聴は、「鏡野町行財政改革審議会の傍聴について」に基づき、受け付ける。